

事務連絡  
令和4年4月22日

県立学校長 殿

高校教育課  
スポーツ振興課県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について  
(運動・文化部活動の取扱いについて)

現在、県内外における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少しない状況にあり、特に県内高校の部活動における集団感染など、予断を許さない状況となっております。

また、今般、県では医療緊急警報が発令され、5月末からは、県高等学校総合体育大会も控えておりますことから、標記につきましては、下記のとおり変更します。

なお、活動にあたっては、これまでの集団感染の要因やその後の対応等について、新たな活動様式とともに「特に留意する事項」としてまとめましたので、参考にしてください。

## 記

## 1 対応期間

4月25日(月)から5月15日(日) ※医療緊急警報の発令期間中

## 2 他校との交流や大会等について

- 原則として、宿泊を伴う活動は行わないこと。
- 他校との交流については、1会場あたりの参加校を制限するなど、多くの学校が集まる状況を避けること。
- 県内外を会場とする宿泊を伴わない県外他校との交流(合同練習や練習試合)は、学校や地域の感染状況を踏まえ、校内で慎重に協議した上で、学校長の判断で行うこと。その際、運動部活動はスポーツ振興課、文化部活動は高校教育課に報告すること。
- ただし、大会参加に伴い宿泊が必要な場合や宿泊を伴わなくても県外大会に参加する場合は、校内で慎重に協議した上で、運動部活動はスポーツ振興課、文化部活動は高校教育課に相談すること。
- なお、大会参加に伴う宿泊は、十分な感染症対策を講じた上で、必要最低限の泊数、人数で行うこと。

- ・ 参加に際しては、主催者の感染症対策マニュアル等を確認した上で参加すること。
- ・ 参加にあたっての基本的な留意事項については、別添の令和4年3月11日付け事務連絡「運動部活動における他校との交流や大会等への参加について」を参照すること。

### 3 活動について

学校や地域の感染状況等を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から行うことができる。

※ 活動するに当たっては、生徒の状況（新入生等の体力や技能等の状況を含む）に十分配慮し、事故や怪我等が起きないような活動計画を立てること。

- 可能な限り、マスクを着用して活動すること。  
(感染防止効果の観点から、可能な限り不織布マスクを着用すること。)
- マスクを外して活動を行う場合には、互いの距離を十分確保するとともに、生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。
- 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討すること。

- ・ 活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。  
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上以上の休養日とすること)
- ・ 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- ・ 施設が限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。

### 4 特に留意する事項

- 活動の前後における着替えや移動の際、教職員等による指導内容の説明やグループでの話合いの場面、用具の準備や後片付けの時、試合中の控え選手の場面など、生徒が運動を行っている際は、可能な限りマスクを着用すること。特に更衣室や部屋でのマスク着用には留意すること。
- 更衣室や部室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
- 体育館など屋内で実施する場合は、気候上可能な限り常時換気に努めること。なお、競技の特性上、常時換気が困難な場合は、定期的に換気を行うこと。
- バス等による移動の際には、利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
- 実施にあたっては、生徒、保護者に対して、事前に具体的な活動計画や感染防止対策を示し、承諾を受けた上で、参加させること。
- 同居の家族等に感染の疑いがある場合には、感染していないことが確認できるまで、健康観察を継続するとともに、活動への参加を控えるなど、集団感染を予防する行動をとるよう、生徒だけでなく、保護者にも周知し、徹底すること。
- 陽性者や体調不良者が出た場合（特に県外において）の職員及び保護者等への緊急連絡体制や対応について事前に協議しておくこと。
- 寮や下宿で陽性者が確認された場合には、濃厚接触者も含め、速やかに保護者等と連携し、可能な限り自宅等で療養するように努めること。

### 5 その他の留意事項

- ・ 器具や用具の不必要な使い回しを避け、共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・ 手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は慎重に検討すること。
- ・ 部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう特に指導を徹底すること。
- ・ 全職員の共通理解を図りながら、活動を進めること。

問合せ先  
高校教育課（高校教育・学力向上担当）  
0985（26）7033  
スポーツ振興課（学校体育担当）  
0985（26）7596